

自主防災組織規約改正について

現行の自主防災組織の規約は、自治会組織＝自主防災組織となっています。

※ 独自の役員や会議を設ける規定はありますが、自治会の役員＝自主防災組織の役員であり、事実上、同じ組織が2つの名前を持っているにすぎません。

このことは、自治会の防災活動を一部の人に任せるのではなく、自治会全体として取り組むことを目的としたものであり、従来、有効な方法でした。

ただ、防災の活動は、初期消火や応急措置など専門的な知識や経験が必要なことも多く、通常、毎年交代する自治会役員では対応が困難なことも生じています。

このため、多くの自治会では、自動的に自治会役員＝自主防災役員ではなく、自治会役員の他に、専ら防災活動に携わってもらえる役員や協力していただける人を継続して選出する傾向がでてきています。当自治会においても、自主防災役員の継続性を保証し、また、防災活動であれば活動に参加できるという人に積極的に対応したいと考えます。

したがって、防災活動は自治会の事業であり、自治会が責任を持つという基本は変えませんが、自主防災組織の役員は自治会役員以外からも選出できるようにし、また、役員以外であっても協力員のようなかたちで継続的に活動を担っていただけるような仕組みに規約を改正したいと考えます。

また、関連して、消防庁のモデル規約や最近の法令の改正を参考に、条文や用語についても一定の整理をします。

なお、自治会との関係の表現や、運営のあり方など、さらに検討する必要があると思われる条項もありますので、今総会では試案として予備提案し、ご意見をいただきながら28年4月の総会で改正することといたします。

別紙、「改正試案」および「現行規約」を参考にして下さい。下線部分が改正箇所です。